

四日市市庁舎及び四日市市総合会館電気需給仕様書

1 概要

(1) 市庁舎及び総合会館

- ① 場所 : 四日市市諏訪町1番5号及び2番2号
- ② 業種及び用途 : 官公署(事務所)

2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、標準周波数、受電方式、非常用自家発電設備、蓄熱槽

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 受電電圧 6,000ボルト
- ウ 標準周波数 60ヘルツ
- エ 受電方式 1回線受電
- オ 非常用自家発電設備 あり(系統接続無し)
- カ 蓄熱槽 なし

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 1350kW
- イ 予定使用電力量 2,915,603kWh

(3) 需給開始日、使用期間

- ア 需給開始日 平成28年1月1日 午前0時
- イ 使用期間 平成28年1月1日から平成28年12月31日まで

(4) 需給地点

構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

(7) 電力量の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は電力会社が設置した計量器に記録された値によるものとする。

(8) 平均力率 100%

(9) 燃料費調整単価

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する平成27年7月のものとする。なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価によるものとする。

(10) 再生可能エネルギー促進賦課金

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する平成27年5月のものとする。

(11) その他

市庁舎、総合会館は現在、各々の施設で別々に受電しているが、平成28年1月1日より受電を統一することから、電気需給にあたり問題を生じないように電力会社との調整を十分に行うこと。

(12) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(13) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。